

20監査公表第11号

地方自治法第199条第12項の規定により，平成20年7月7日に福岡市長から出資団体監査の結果に対する措置について通知を受けたので，同項の規定により次のとおり公表する。

平成20年9月4日

福岡市監査委員	光	安	力
同	江	藤	博
同	竹	本	忠
同	福	田	健

1 監査結果と措置の件数

17監査公表第4号(平成17年5月16日付 福岡市公報第5259号(別冊)公表)分

・・・3件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

(出資団体監査)

1 財団法人福岡市体育協会

監査の結果	措置の状況
<p>オ 固定資産について適正な事務処理を求めるもの。</p> <p>公益法人は、原則として公益法人会計基準に従い適正な会計処理及び管理がなされなければならない。しかしながら、固定資産について次のような事例が見受けられた。適正な事務処理を行われたい。</p> <p>(ア) 固定資産の購入を固定資産取得支出予算の計上を行わず需用費等の別科目で購入していた。</p>	<p>固定資産関連の経理処理については、平成17年度より固定資産取得支出科目を新設し、公益法人会計基準に基づいた適正処理を行っている。</p>
<p>(イ) 固定資産に該当する資産を貸借対照表、正味財産増減計画書、財産目録等の計算書類に計上していなかった。</p>	<p>貸借対照表、正味財産増減計画書、財産目録等の計算書類への計上漏れについても、20年度計上し、公益法人会計基準に基づいた適正処理を行う。</p>
<p>1 財団法人福岡市体育協会における監査結果について要望するもの</p> <p>公益法人の財務及び会計については、原則として公益法人会計基準に従い、適切な会計処理を行わなければならない。しかしながら、当該団体については、予算、決算及び財産管理等の重要事項について不適切な事務処理が見受けられた。</p> <p>財団法人福岡市体育協会においては、公益法人会計基準を準拠した適正な財務及び会計処理を行うよう十分注意されたい。また、所管局が、出資団体に対し適切な指導監督を行うよう要望するものである。</p> <p style="text-align: right;">(市民局所管)</p>	<p>平成16年度以降の決算については、公益法人会計基準に基づいた処理を行い、当該年度の理事会で補正予算の承認を得た後、翌年度の理事会で決算の承認を得るようにしている。</p> <p>また、会計システムにおいても、新会計基準に対応した変更を行っている。</p> <p>なお、公益法人会計基準に関する研修会に事務局職員を積極的に参加させ、適正な経理処理ができるよう資質の向上も努めている。</p>